

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 監 査 公 表

### 住民監査請求監査

北九州市職員措置請求について……………（監査公表第23号）

北九州市監査委員

北九州市監査公表第 23 号  
平成 24 年 6 月 29 日

北九州市監査委員	大	庭	清	明
同	大	津	雅	司
同	新	上	健	一
同	森		浩	明

平成 24 年 5 月 16 日付で地方自治法第 242 条第 1 項の規定により提出された北九州市職員措置要求について、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

## 目 次

	頁
第 1 監査請求の内容 .....	1
1 請求人 .....	1
2 請求書の提出日 .....	1
3 請求の内容 .....	1
第 2 監査請求の受理 .....	1 4
第 3 個別外部監査の請求について .....	1 4
第 4 監査の実施 .....	1 4
1 監査対象事項 .....	1 4
2 監査対象部局 .....	1 4
3 請求人及び関係職員の陳述 .....	1 4
第 5 具体的な監査事項 .....	1 5
1 「災害廃棄物の受入に関する検討会」の設置の経緯 .....	1 5
2 検討会構成員の選任 .....	1 5
3 検討会での配布資料 .....	1 5
4 災害廃棄物の受入れに関する情報の公開 .....	1 6
第 6 監査の結果 .....	1 6
1 検討会構成員の選任について .....	1 6
2 検討会の運営 .....	1 7
第 7 結論 .....	1 8
別紙 1 請求人の主張に対する説明・意見等 .....	1 9

## 北九州市職員措置請求に係る監査結果

### 第 1 監査請求の内容

1 請求人  
(略)

2 請求書の提出日  
平成 24 年 5 月 16 日

3 請求の内容

(「北九州市職員措置請求書」の原文のまま記載)

#### 第 1 請求の趣旨

請求人らは、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、下記のとおり監査委員に必要な措置を請求する。

#### 第 2 請求の理由

##### 1 北九州市による汚染ガレキ受け入れ検討会の設置

北九州市は、「災害廃棄物の広域処理に関し、受入方法や健康への影響などについて、廃棄物処理、放射能などの専門家、市民・地域団体及び北九州市議会の代表から意見を伺うことを目的とする。」として、災害廃棄物の受入に関する検討会を発足させることとした(甲 1)。

##### 2 検討会の内容ならびに事実経過等

###### (1) その検討項目を見れば、

受入対象物

搬入物・焼却灰などの測定  
及び環境モニタリング

搬入時の放射能濃度の目安

試験焼却の方法

農水産物、地元産品への風評  
被害対策

運搬の方法

環境や人への影響

焼却処理の方法

不安払拭に向けた市民への広報

最終処分の方法

となっている(甲 1)。

しかしこの点は、まず災害廃棄物(以下、放射能物質によって汚染されたものであることから「放射性物質汚染ガレキ」という)を受け入れるのかどうかの重大な検討項目が検討対象とされず(甲 1)、この受け入れのために、少なくとも試験焼却は実施することを前提とし、放射性物質汚染ガ

レキ受け入れに伴って生じうる問題点を検討しようとするものであることが明確である。

- (2) 又その検討会構成員を見れば、これの検討会が公表された時点ですでに確定しており(甲1・p2)、その選定過程すら秘密裏にされたままである(広報されていない)。

しかも、その構成員のうち、市議会議員関係と環境省を除く13人のメンバーの内、過半数を超える8人が「北九州市環境審議会委員」であり、ことに、「地域・市民団体」の肩書きを付した構成員は、全員が同審議会委員である(甲2)。

又、同市議会議員は、議会が全員一致でガレキの受け入れを決議した人々である(甲3)。

環境省は、災害の広域処理と称して汚染ガレキを各地方自治体に受け入れを求めている立場である(甲4)。

- (3) 検討回数は2回程度とされている(甲1)。

- (4) その検討会第1回目は本年5月1日に開かれた。

- (5) その結果、北九州市は本5月中にも汚染ガレキの試験焼却に着手すると発表した(甲5)。

### 3 請求人らが求める措置内容

- (1) 被請求人らの無効行為(この点についてはさらに第3に詳述する)北九州市のこの様な汚染ガレキ受け入れ検討会の設置(構成員の選任等)と運営の手續・方法は、北九州市が自ら定める北九州市自治基本条例、とりわけ同条例の第19条に違反する無効のものである。

そうでなくても、特別な利害関係人である環境省職員が入ったもので、構成上の瑕疵のある無効なものである。

又その審議方法も、同特別利害関係人の資料に頼り切った偏頗なものであり、その影響を多大に受けたもので、無効である。

被請求人らによる違法な支出

それにもかかわらず既に検討会は実施されているのであるから、北九州市市長並びに、これを担当した職員は、北九州市をして、これに伴う、構成員への各支払や会場費、職員配置費用等多くの違法な支出をなさしめた(はずである。請求人らはその詳細を知ることが出来ない)。

又、検討会は2回程度実施すると予定されているから(甲1)、これに対する支出も予定されている(はずである。同)。

請求人らが求める監査行為

それ故に、請求人らは監査委員に対し、

この検討会設置・運営の無効の確認(宣言)と、

それにもかかわらずこれに伴う公金支出(諸費用)をした違法によって

発生した北九州市の損害を、市長並びにこの様な不公正な検討会構成員を選任することを提案した北九州市の職員（選任手続が公表されていないために請求人らは知ることができない）は連帯して賠償すること

あるいは、無効な支出にかかる費用の返還を請求し、持って北九州市に生じた損害を填補すること

今後、北九州市自治基本条例に則った適正な検討会が設置されない限り、検討会の実施は行わず、その支出もしないこと

などの各勧告や措置を取ることを求める。

第3 本件災害廃棄物の受入に関する検討会の構成・運営等が、北九州市自治基本条例に違反する等、違法・無効なものである理由

1 北九州市自治基本条例の存在とその違反

(1) 北九州市には平成22年10月1日に施行された北九州市自治基本条例が存在する。

そのなかでは、

『政策決定に対して市民の理解と合意を得ることがますます重要になっており、そのためには、政策の形成過程への市民のかかわり方についての基本的な方針や仕組みを明らかにしておく必要があります。』

とされている。また、

『NPOやボランティア団体などによる市民活動が活発化しています。これらは、より柔軟で機動的な新たな公共の担い手として注目を集めています。』

と謳っている。この様な前提事実を踏まえ、

『これまで以上に的確に市民の意思を踏まえながら市政運営を行っていかねばなりません。』

と結論付けている。即ち、いかなる市政運営においても、真の住民の意思を無視してはならないことを明言したのである。

また、この様な基本条例制定の意義としては

『市民が市政運営に参画する機会の拡充やその前提となる市と市民の情報共有、市政運営の透明性の確保などについて、・・・、団体自治の確立と合わせて、独自の住民自治の拡充を図る』

としている。即ち、北九州市は他の公共団体に先駆けて、独自の住民重視政策を打ち出したのである。

同時に

『主権者である住民が主体となった自治を確立するためには、住民と議会及び、行政とのかかわり方や市政運営のあり方（地方自治）

だけではなく、地域社会における住民自身によるまちづくり（本来的な自治）までを含めてとらえることが必要であると考え、この条例で取り扱う』

『様々な形で北九州市にかかわる人が多く存在します。急速な高齢化や人口減少が進む中で「共生する地域社会」を築いていくためには、これらの北九州市にかかわりのある人々の知恵や力も積極的に取り込みながら、多様で重層的なネットワークを網の目のように形成していくことが必要であると考えます。そのため、この条例では、そうした北九州市にかかわりの深い人々についても、市内に居住する住民同様に「市民」と位置付けることとしました』  
としている。

要するに、単に形式的な多数決原理で押し切るのではなく、真の意味での住民一人一人の意見を真剣に耳を傾け、住民自治を実現しようとするもので、理念的には憲法の住民自治の理念を補完する素晴らしい内容を有し、最大限に尊重されるべきは、条例という性格を超えて、普遍的なものと考えられる。前文においても。

『ここに本市の自治の礎となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。』

と高らかに謳われている。

## （２）基本条例と災害廃棄物の受入に関する検討会との関係

この基本条例の中では

### 第 19 条 （付属機関の委員等の選任）

市長等は、付属機関の委員その他これに類する構成員（以下、この条において「委員等」という。）を選任するに当たっては、公募により選任された委員等が含まれるよう努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。

２ 市長等は、委員等の選任の手續を整備するとともに、選任における選考の経過を記録するものとする。

と定めている。記録する目的はその公正さを検証できるようにするのが目的であることは言うまでもない。そうであれば、当然に公表されなければならない。

この様な規定を設けた理由は、

『市長等は、審議会や委員会といった付属機関の委員等の選任に当たっては、生活者の視点に基づく意見の活用や専門的な知識及び経験を有する人材の発掘に資する公募の実施に努めるとともに、幅広く意見を求めるため、委員等の年齢及び性別の構成が適切

なものとなるよう配慮することを定めたものです。』  
と説明している。

この様な条例の存在する下で、請求人らは、「災害廃棄物の受入に関する検討会」を発足させるにあたり、4月23日に北九州市に対し、検討委員会に市民代表や、市民推薦の3人の識者を入れる要望を行った(甲6)。

この時点で、A環境局災害廃棄物調整担当課長は、理由なく「市民の要求は受け入れられない」と言いながらも、「検討会の人選についてはいまだ検討中」と答え、請求人ら提出の要望書を受理した。

その後5月10日に市民は検討会の人選やりなおしを求める声明文(甲7)を北橋市長と環境局に提出し受理されている。しかし、要望書を提出した市民に対して何の連絡もなく、市は突然「災害廃棄物の受入に関する検討会」を発足させた。

このような市長その職員らの被請求人らの一方的かつ不透明な検討会の構成員選任と、検討会の運営は、これらの公正さと透明性を定めた第19条の

『公募により選任された委員等が含まれるように努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。

2 市長等は、委員等の選任の手続を整備するとともに、選任における選考の経過を記録するものとする。』

という定めに違反して無効である。

## 2 検討会に無効となる瑕疵のあること(2つ)

### (1) 構成メンバーの瑕疵による無効

この検討会には、北九州市に震災ガレキの受け入れを要請した環境省の職員が含まれている(甲1)。

環境省は、検討対象である放射性物質汚染ガレキの受け入れを要請したところである(甲4)。

他方検討会は、この要請の是非を、本来市民の立場から、請求側に囚われずに、真摯に検討しなければならない立場にある。

即ち、環境省は当該検討会における最大の利害関係人であって、その請求と相反するような動きが出来ないのはもちろん、検討会側にそのような懸念があれば、これを極力阻止するために働くことは必然である。

即ち環境省が、自らの要請を無視して、北九州市民のための公正な発言や判断など全く出来ないことは、立場上明らかなのである。検討会の、真に市民のための事実の把握と、公正な判断に対し、悪影響しか与えないのである。

市民全体のためなど考えていない商分野などでも、会議の利害関係人は会議に加わってはならないとし（たとえば会社法第369条第2項）これに反した決議は原則無効とされている。

まして当該検討会は、単なる取引のごとき些少な問題ではなく、市民の生命・安全が正面から問われる放射性物質による汚染ガレキの受け入れの是非等が検討されるべき、市政上極めて重要な場面なのである。

従って、当該検討会は、構成メンバーの適正という基本的なあり方としても、無効を来たす瑕疵があると言わなければならない。

#### (2) 検討方法における無効

検討会に用いられた放射性物質に関する資料は、この環境省作成の資料のみであった（甲8・9・10）

利害関係人が一方的に作成した資料であるから、その要請の是非を検討するには、この資料の正当性自体が検討できる対象資料（たとえば内部被曝に関する資料など）がなければならない。これがなければ、ただ単に環境省の説明を鵜呑みにするだけで、北九州の市民のための安全性の検討など不可能である。

即ち本検討会の開催は、環境省の要請の受け入れが、北九州市民にとって安全なのかどうかの検討資料すら全く存在しない、極めて偏頗な検討方法であった。

当該検討会が、偏頗な資料のみによって意思形成されたことは、論理必然の事実である。即ち、利害関係人の出席と資料が、会議に与えた影響は計り知れないほど大きなものであり、真の北九州の市民のための検討会と言うためには、この様な不公正な影響を排除しなければならない。

そのためには、全構成員の選任のやり直しをする必要がある。

なお、検討会をやり直すには、市民の視点が反映される公募による構成委員の選任と、放射性物質に関する対立した意見を有する構成員、そしてそれぞれの資料が不可欠である。

#### 第4 結 論

よって、被請求人らによる検討会構成員の選任と、これによる同運営は、いずれの観点から見ても違法無効なものであって、請求人らは監査委員に対し、

この検討会設置・運営の無効の確認（宣言）と、

それにもかかわらずこれに伴う公金支出（諸費用）をした違法によ

って発生した北九州市の損害を、市長並びにこの様な不公正な検討会構成委員を選任することを提案した北九州市の職員(選任手続が公表されていないために請求人らは知ることができない)は連帯して賠償すること。

あるいは、無効な支出にかかる費用の返還を請求し、もって北九州市に生じた損害を填補すること

今後、北九州市自治基本条例に則った適正な検討会が設置されない限り、検討会の実施は行われず、その支出もしないことなどの各勧告や同措置を取ることを求めるものである。

## 第5 その他参考とされるべき事項

### 1 市長や職員の基本条例を遵守する賢明さを期待する

もし、以上の監査請求事項が認められなければ、請求人らは住民訴訟に及ぶことになる。しかし、前述のように憲法の理念に則り極めて高い理念を掲げた条例について、相互理解が叶わずに法的紛争が起こるなどと言う不幸なことは出来るだけ避けたいと考えている。まして、当該条例は、

『また、市民運動をきっかけとして、企業や議会、行政も一体となって取り組んだ公害克服の経験も生かしながら、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていくとの決意を示し、自治の礎となる自治基本条例を定めるとしています。誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。

このまちの良さを守り、慈しみ、子どもたちに伝えていきたい。

私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。

私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。

私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の礎となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。』

としており、肝心のこの条例の違反の有無を巡り、住民と自治体との間に深刻な法的紛争が起こることなど予定していないのである。請求人らは、本請求をきっかけとして、この様な崇高にして比類無き内容をもつ

た条例を生み出した市は理性を取り戻し、市長や関連職員が、自ら住民のために定めた条例を遵守しなければならないと自覚し、無用な法的紛争を避ける賢明さを持ち合わせていると信じるものである。

## 2 その他、瓦礫処理について

(1) 福岡を始め九州には福島県はもちろん東北、関東圏からの避難者の方々が多数いる。

なぜ関東圏からもと思われることと思料されるが、その実態は、子供や自分自身に異変を感じた親子（ことにお母さん）が圧倒的に多い。このような人々は、事故後すぐに避難したのではなく、相当経ってから異変を感じて後に避難している場合が多い。そして、環境都市を標榜する北九州市を信頼して避難してきたのである。

(2) そのようなお母さん方の訴えを素直に聞くと、同じ放射線でも、その影響は、個人によりかなり異なっており、大別すると非常に敏感な人々と、それほどでもない人々がいるのではないかとと思われる。

そして、非常に敏感な人というのは、いうまでもなくそれほど強靱な体を有していない人であり、それだけに体に悪いものの影響を受けやすい人、あるいは子供のように新陳代謝が激しいために、例え微弱であれ放射線の影響を受けやすい人達です。分かりやすくいえば、弱い人達である。

そのような人達が放射線の影響を逃れるために、わざわざ北九州市まで避難してきているのである。もちろん仕事を変え、新たな仕事を探しながらであるので、生活の困難さは容易に想像して頂けるものと思われる。それでも、子供を守るための一心で、それこそ必死の思いで生活をしている。いわば、原発事故の影響をもろに受けている。本当の意味での「弱者」なのである。

(3) この様な大変な立場に置かれた人々の上に、今回の北九州市による震災ガレキ受け入れの問題が湧き上がった。具体的には、北九州市において、石巻市のガレキを受け入れようという動きである。それが助け合い、「絆」の名の下におこなわれようとしている。

これは折角放射線の影響から逃れてきた弱者にとっては、まさに驚愕することであり、信じられないことであり、クリーンと信じてきた九州に対する思いを裏切られるかもしれないという恐れと落胆、つまり絶望の淵にあえいでいる状態である。そのように追い詰められた状態の中で、最後の力を振り絞り、ガレキ受け入れ中止の運動をおこなって来た。

(4) ここで注意して頂きたいのは、ほんの少しの放射線しか出さないようなものであっても、この人々が受ける影響は、普通の人間が受ける影響の何十倍、何百倍もあるかもしれないということである。

体のことでいえば（外のことで同じであるが）、弱者は強者（健康状

態の良い人・通常の人)に合わせる事が出来ないという事実である。たとえば足を失った人は、足のある人に合わせる事が出来ない。同様に、放射線の影響に敏感な人(弱者)も、あまり影響を受けない、強者にあわせて生活をする事は不可能なのである。

それではこの様な場合どうすればいいのだろうか。

その解決策は、強者が弱者に寄り添うように合わせるほかはない。

本件でいえば、例え微弱であっても、その放射線の影響を受けないようにする、と言うことであり、北九州市でいえば、例え微弱であっても、危険があるかもしれないガレキの持ち込みをしないということである。

- (5) 請求人らは、北九州市に対して、以上のガレキ受け入れをしないように、被災地への援助は、たとえば福島県の子供達の避難受け入れや、汚染されない野菜等の食糧の供給をすべきこと、場合によっては被災地に北九州市の職員を派遣して援助するなどを要望し、反対運動をおこなってきた。

しかし、一旦行政が動き出してしまうと、方向修正は難しいものらしく、行政というものは、どこでもブルドーザーのように進行していく。北九州市も例外ではなく、検討会の設置、試験焼却予定と進んで来てしまった。

- (6) 本来行政は、住民の生活や安全を守るためにあるのであり、そうであれば、弱者の保護を最優先にすべきだと思われる。

まして本件では、強者と弱者の間に政策的な対立(弱者を守ると強者が害されるといった)ことは何もないのであるから、弱者に寄り添う決定をするのに、何も問題があるはずはない。

北九州市もこのことは分かっているはずであり、そのためにガレキ受け入れの理由として、(やむなく)石巻市の要請による、援助・「絆」を理由としている。

請求人らは、石巻市がガレキの処理につき北九州市の受け入れがなければ不可能なのか、もしかするとその要望は、単なるエゴ活動に過ぎないのかという恐れを常に抱いてきた。もし石巻市において、北九州市の受け入れが不可欠というのであれば、我々自身が、再び避難のために動くしかないのか、という恐れも抱いてきた。

ところが、請求人らの一人であるBが石巻市に対して震災ガレキに関する質問をしており、石巻市のガレキの処理の方針につき以下のように回答された(甲11)。

『広域処理は1つの選択肢ではありますが、放射線数値を含め、ガレキの安全性が確認され、受け入れ自治体の住民の皆様方の健康被害への不安及び輸送経費の問題が解消されない限り、本市のガレキを他自治体へ搬出することは考えておりま

せん。』これは本来の自治体のあり方として、震災ガレキ受け入れ側住民の意見を大事にされる姿勢を明らかにして頂いたものとして、請求人らは非常に深く感謝申しあげた(甲12・13)。

当回答は「生活環境部災害廃棄物対策課 C」様名義でなされているが、石巻市にとって極めて重要な瓦礫処理の問題に対する回答につき、市長自身の意見を伺わずに行うなどと言うことは考えられない。即ち、当該回答は、石巻市長の、住民重視の深い思考が示されたものと受け止められるのである。請求人らは、自らの住民のみならず、遠い北九州の住民に対してまで、この様に暖かい配慮をなされたことに、感謝の言葉として表す術がない(甲12・13)。

(7) 条例違反等の違法がある構成の検討会は、この様な石巻市の実情調査をなされたのかも非常に疑問である。そうすると、当該検討委員会は手続的に重要な欠陥があるばかりでなく、内容においても許されない違法があるものと言わざるを得ない。

しかし、この点についても、崇高にして比類無き住民自治の思想に到達した条例を持つ北九州市の、市長や、その職員は、上記の指摘により誤りに気付き、これを自ら是正する賢明さと冷静さを持ち合わせているものと思料される。

(8) 国が国民の生命と安全をおろそかにしたとき、地方自治体は市民にとっての最後の防波堤である。

北橋市長と自治体の最優先の使命とは、市民の生命と安全を守り抜くことであるはずである。

「安全性が立証されなければ、規制する」という予防原則に立ち、少しでも市民の健康に影響を及ぼす恐れがある汚染ガレキに対しては、受け入れない英断を下すのが、北橋市長と自治行政の役割ではないか。

現に徳島県や札幌市では、「県民の安心・安全を何より重視しなければならないことから、一度、生活環境上に流出すれば、大きな影響のある放射性物質を含む瓦礫について、十分な検討もなく受け入れることは難しい」と明言している(甲16)。

又札幌市では

「私たちの住む北海道は日本有数の食料庫であり、これから先も日本中に安全でおいしい食料を供給し続けなければなりません。そしてそれが、私たち道民に出来る最大の貢献であり支援でもあると考えます」(甲16)

これが住民の安全を考え、かつ日本全国の状況を、洞察した考えの一つというものではないか。北九州市を含む九州も、今回の原発震災の被害を免れている。北海道と同じく、汚染されていない食料等を供

給できる数少ない地域なのである。被災地住民を含め、誰も汚染ガレキにより、汚染を免れた大地や海を汚染してほしいなどと言う不埒な考えを持つ者はいない。

#### (9) 汚染ガレキについて

これまで汚染ガレキの汚染度が軽微であることを前提に論じたが、実際は到底軽微とは言えない汚染度である可能性が高い。この点についても詳しく述べたいところであるが、本書面の趣旨からずれるので最小限以下の通り指摘したい。

第1には、環境省等の説明は外部被爆についてのみ言及され、今回現実的に問題となっている内部被爆の問題には触れられていない。東電第1（フクシマ）原発事故により極めて多種、かつチェルノブイリを凌ぐほどの世界の経験しない程大量の放射性物質が放出されてしまった現状では、どのガレキも大被爆を免れていない。汚染ガレキの焼却により、この放射性物質が焼却場外に出て浮遊し、やがて舞い降りて北九州や九州全土が汚染され、これを吸い込んだり食物に付着したものを食べたりして内部被爆を起こさせる危険性が高い。とりわけ放射性物資の悪影響を多大に受ける子供の体内に取り込まれて、内部被爆の問題が生じる点が、きめ細かく検討されなければならないのである。ところが、この一番の内部被爆に関しては、何ら説明すらされていないのである。

札幌市では、汚染ガレキの安全性について、次のように指摘している（甲16）

『また放射性物質についてですが、震災以前は「放射性セシウム濃度が、廃棄物1kgあたり100ベクレル以下であれば放射性物質として扱わなくてもよいレベル」だとされてきました。

しかし現在では、「焼却後8,000ベクレル/kg以下であれば林立て可能な基準」だとされています。「この数値は果たして、安全性の確証が得られるのか」というのが、多くの市民が抱く素朴な疑問です。全国、幾つかの自治体で、独自基準を設けて引き受ける事例が報道され始めていますが、その独自基準について本当に安全なのか、科学的根拠を示すことはできてはいないようです。

低レベルの放射線被ばくによる健康被害は、人体の外部から放射線を浴びる場合だけでなく、長期間にわたり放射性物質を管理する経過の中で、人体の内部に取り入れられる可能性のある内部被ばくをも想定しなければならないといわれています。

チェルノブイリで放射線障害を受けた子ども達の治療活動にあった日本人医師（長野県松本市長など）をはじめ、多くの学者がこの内部被ばくの深刻さを語っています。放射性物質は核

種によっても違いますが、概ね人間の寿命より、はるかに長い時間放射能を持ち続けるという性質があります。そして誰にも「確定的に絶対安全だとは言えない」というのが現状だと思います。』

この様な予防原則という尊重の思考から、逆に環境省や国に対して札幌市長は、

『現在国から示されている基準や指針では放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理体制として安全の確証が得られる状況にはないと考えており、現時点で安全性が明確にされていない災害廃棄物を受け入れることは出来ません』

と明確に断りを入れている（甲16）。その上で、

『つきましては、本市が通常処理している廃棄物相当の安全性が確保された災害廃棄物に関する情報提供をお願いいたします』

と要望しているが（同）、国からは回答がない、即ち災害廃棄物の安全性が国によって保証されていない状況である。

又徳島県では、「自分だけ良ければよいのか」という問題提起に対し、

『現行の法体制で想定していなかった放射能を帯びた震災がれきも発生していることから、その処理について、国においては1kgあたり8000ベクトル以下までは全国において埋立処分できるといたしました。（なお、徳島県においては、放射能を帯びた震災がれきは、国の責任で、国において処理すべきであると政策提言しております。）

放射性物質については、封じ込め、拡散させないことが原則であり、その観点から、東日本大震災前は、I A E Aの国際的な基準に基づき、放射性セシウム濃度が1kgあたり100ベクレルを超える場合は、特別な管理下に置かれ、低レベル放射性廃棄物処分場に封じ込めてきました。（クリアランス制度）

ところが、国においては、東日本大震災後、当初、福島県内限定の基準として出された8,000ベクレル（従来の基準の80倍）を、その十分な説明も根拠の明示もないまま、広域処理の基準にも転用いたしました。

（したがって、現在、原子力発電所の事業所内から出た廃棄物は、100ベクレルを超えれば、低レベル放射性廃棄物処分場で厳格に管理されているのに、事業所の外では、8000ベクレルまで、東京都をはじめとする東日本では埋立処分されております。）

ひとつ、お考えいただきたいのは、この8000ベクレルという水準は国際的には低レベル放射性廃棄物として、厳格に管理されているということです。

例えばフランスやドイツでは、低レベル放射性廃棄物処分場は、国内に1カ所だけであり、しかも鉱山の跡地など、放射性セシウム等が水に溶出して外部にでないように、地下水と接触しないように、注意深く保管されています。

また、群馬県伊勢崎市の処分場では1キロ当たり1800ベクレルという国の基準より、大幅に低い焼却灰を埋め立てていたにもかかわらず、大雨により放射性セシウムが水に溶け出し、排水基準を超えたという報道がございました。

徳島県としては、県民の安心・安全を何より重視しなければならないことから、一度、生活環境上に流出すれば、大きな影響のある放射性物質を含むがれきについて、十分な検討もなく受け入れることは難しいと考えております。

もちろん、放射能に汚染されていない廃棄物など、安全性が確認された廃棄物まで受け入れないということではありません。安全な瓦礫については協力したいという思いはございます。』

と一住民に対してさえ丁寧に説明し、放射性物質に対する慎重姿勢をとり、県民の安心・安全を重視する立場を明確にしている(甲18)。

その他、共同通信社の調査では、86%の自治体が汚染ガレキの受け入れの困難を表明しているとしている(甲19)。

#### 結論

このような各自治体の慎重姿勢、あるいは住民を守るために明確に拒否している中で、なぜ北九州市は、自ら定めた基本条例を無視してまで、受け入れを前提とした違法な検討会を実施、さらには危険な試験焼却までして、住民無視の態度を示しているのか、もう一度基本条例を作成した原点に戻り、冷静な判断をして頂くために本請求に及ぶものである。

#### 第6 外部監査の請求

地方自治法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、「北九州市が公にした検討会」の是非の問題であり、これ自体公正を疑われないように適正に監査して頂くため、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

事実を証する書面(甲1号証~甲22号証) 記載省略

- 注1 平成24年5月29日付で提出された「補正書」の内容を反映させた。  
2 請求人の氏名等は略した。  
3 プライバシー保護の観点から、個人名は記号化した。

## 第2 監査請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項に定める要件を満たしていることから、平成24年5月18日に受理をした。

## 第3 個別外部監査の請求について

請求人らは、本件監査について、「北九州市が公にした検討会」の是非の問題であり、これ自体公正を疑われないように適正に監査して頂くため、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めるとしている。

しかし、本件請求の監査は、条例等の解釈と違反の有無など通常、監査委員が行う監査とほぼ同様であることから、個別外部監査とはしなかった。

## 第4 監査の実施

本件請求については、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

本件請求の内容は、災害廃棄物の受入に関する検討会（以下「検討会」という。）の構成及び運営等が、北九州市自治基本条例（以下「条例」という。）に違反する等、違法かつ無効なものであり、検討会の運営に伴う公金の支出によって発生した市の損害の賠償を求めているものである。

したがって、監査は検討会の設置及び運営に係る一連の事務処理等を対象事項として実施した。

### 2 監査対象部局

北九州市環境局（以下「環境局」という。）

### 3 請求人及び関係職員の陳述

地方自治法第242条第6項及び第7項の規定に基づき、平成24年6月5日、請求人及び環境局職員に陳述の機会を設けた。

請求人らは、環境局職員の立会のもと、請求書及び甲1号証～甲22号証に基づき、陳述を行った。

環境局職員は、請求人らの立会のもと、「請求人の主張に対する説明・意見等」（別紙1）に基づき、陳述を行った。

## 第5 具体的な監査事項

### 1 「災害廃棄物の受入に関する検討会」の設置の経緯

災害廃棄物の受入に関して、平成24年3月12日の市議会における受入れ決議の採択（全会一致）さらに、3月16日、内閣総理大臣及び環境大臣からの要請を受け、3月19日の市議会予算特別委員会において市長は、対象とするがれきの種類、搬入時の放射線量の目安、焼却、最終処分の方法、健康面や地元産品への影響等さまざまな点について、専門家も交え、スピード感をもって議論を進めたい、と議論の場を設置する方針を表明した。

議論の場の設置に向け、3月29、30日に東京都における災害廃棄物の処理状況や4月4、5日には、宮城県石巻市の現地調査等を行い、必要な情報収集を行うとともに専門家の選任等についての検討を進めた。

4月11日、市長は「災害廃棄物の受入に関する検討会」を5月の連休前後に開催する旨表明し、第1回検討会は5月1日（4月24日発表）に、第2回検討会は5月31日（5月24日発表）に開催した。

### 2 検討会構成員の選任

- (1) 検討会の構成員の選任は、環境行政に関する有識者や市民代表、放射能に関する専門家等から幅広い意見を求めるという目的から、環境分野の専門的な知識を有する学識者や市民団体代表等から構成され、本市環境行政にも精通している環境審議会委員（8名）放射性物質や放射線の人体への影響や放射性廃棄物処理に関して高度の専門的知識や経験を有する学識経験者及び放射線科や小児科の医師（5名）幅広い市民の意見を代表する市議会議員（6名）災害廃棄物の広域処理に関する最新の情報や国・他自治体の動向を把握している環境省職員（1名）の20人を選任している。

- (2) 検討員の構成については、平成24年4月2日ころから検討を開始し、具体的な人選については、4月11日ころから4月16日ころまでの間、大学や関係機関等への協力要請を行い、4月17日に最終的に決定した。

各構成員からは、4月27日までに承諾書が提出されている。

### 3 検討会での配布資料

- (1) 平成24年5月1日の第1回検討会で配布された資料は、対象物、運搬・焼却処理・最終処分の方法、環境や人への影響など

について本市の基本的な考え方と具体的な方法を示した北九州市作成の「災害廃棄物の受入れの検討について」  
焼却工場及び埋立処分場における放射線量と放射性セシウム濃度に関するデータ等を記載した北九州市作成の「放射能等について」  
災害廃棄物処理の進捗状況や広域処理の推進に向けた国の動向、地方自治体の取組み状況などをまとめた環境省作成の資料  
岩手県・宮城県の災害廃棄物の受入に係る環境省作成の啓発パンフレット

の4種類が配布され、議論が行われた。

(2) 平成24年5月31日の第2回検討会で配布された資料は、前記資料に加え、

試験焼却の結果等をまとめた北九州市作成の「災害廃棄物の受入れに関する試験焼却結果」

北九州市作成の試験焼却結果データ集

災害廃棄物推計量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進についての概要をまとめた環境省作成の資料

が追加配布され、議論が行われた。

#### 4 災害廃棄物の受入れに関する情報の公開

検討会の設置に係る一連の経緯や検討会における議論の状況については、市議会での説明、マスコミへの情報提供、検討会の公開を通じて積極的な情報の公開を行っており、さらに、会議録や使用した資料についても、ホームページでの掲載など積極的な情報提供を図っている。

## 第6 監査の結果

### 1 検討会構成員の選任について

(1) 本件検討会の構成員の選任は、公募によるものではない。

条例第19条第1項は、公募について努力することを義務付けている。

本事案の選任経緯をみると、

ア 検討の場の設置方針の決定(平成24年3月19日)から第1回目の開催(同年5月1日)までの期間が約1カ月半と短いこと。

イ この間、宮城県や東京都への現地調査など議論・検討に必要な情報収集が不可欠であったこと。

ウ 専門家を確保するため大学等関係機関との協議が必要であったこと。

等、期間的には公募を行うことが困難であったと認められる。

( 2 ) また、具体的な人選にあたっては、  
ア 市の環境基本条例で設置され、本市環境行政に精通している環境審議会委員

イ 幅広い市民の意見を代表することができる市議会議員

ウ 高度な専門的な知識や経験を有する学識経験者

によって構成されており、条例の主旨に沿った努力がなされていると認められる。

以上のことから、検討会構成員の選任については、公募できなかった事情及び公募に代わる一定の努力がなされていると認められることから、直ちに条例第 19 条に違反しているとは言えない。

( 3 ) なお、構成員として環境省職員が含まれていることについては、広域処理の推進を図る立場の国家公務員であり、構成員としては、適切さを欠き、軽率との指摘を受けてもやむを得ないが、検討会全体を無効としなければならない程度の瑕疵ではないと考える。

( 4 ) 条例第 19 条第 2 項の規定は、構成員選任の経過について記録することとしている。

選任の経緯については、前記第 5 の 1 及び 2 で述べているように一連の文書は、整理、保管されており、条例第 19 条第 2 項に違反している事実はない。

## 2 検討会の運営

( 1 ) 平成 24 年 5 月 1 日の第 1 回検討会で配布された資料は、前記第 5 の 3 の ( 1 ) で述べているように、

対象物、運搬・焼却処理・最終処分の方法、環境や人への影響などについて本市の基本的な考え方と具体的な方法を示した北九州市作成の「災害廃棄物の受入れの検討について」

焼却工場及び埋立処分場における放射線量と放射性セシウム濃度に関するデータ等を記載した北九州市作成の「放射能等について」  
災害廃棄物処理の進捗状況や広域処理の推進に向けた国の動向、地方自治体の取組み状況などをまとめた環境省作成の資料

岩手県・宮城県の災害廃棄物の受入に係る環境省作成の啓発パンフレット

の 4 種類であり、

主に使用した北九州市作成の「災害廃棄物の受入れの検討について」には、焼却処分、埋立処分の項において国の定める基準値や本市の管理目標値を記載したデータ、飛灰を扱う作業員に対する影響予測、排ガスの放出に伴う影響予測等人や環境に対する影響に関するデータ等が記

載されており、環境省の資料に偏重したものとは認められない。

- (2) 平成24年5月31日の第2回検討会で配布された資料は、前記第5の3の(2)で述べているように、

試験焼却の結果等をまとめた北九州市作成の「災害廃棄物の受入れに関する試験焼却結果」

北九州市作成の試験焼却結果データ集

災害廃棄物推計量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進についての概要をまとめた環境省作成の資料

が追加配布された。

「災害廃棄物の受入れに関する試験焼却結果」には、平成24年5月23～25日に日明工場、新門司工場で実施された災害廃棄物の試験焼却に関する排出物の放射能濃度やその周辺の放射線量測定場所など大部分が北九州市のデータ等に関するものであり、第1回目同様、環境省の資料に偏重したものとは認められない。

## 第7 結論

以上のとおり、請求人らの主張にはいずれも理由がないと認められるので、本件請求は、これを棄却する。

## 請求人の主張に対する説明・意見等

請求の要旨、理由等	説明・意見等
<p>第3 本件汚染ガレキ受け入れ検討会の構成・運営等が、北九州市自治基本条例に違反する等、違法・無効なものである理由</p> <p>1 北九州市自治基本条例の存在とその違反</p> <p>【要旨】</p> <p>(1)平成22年10月1日に施行された北九州市自治基本条例は、</p> <p>いかなる市政運営においても、真の住民の意思を無視してはならないことを明言している。</p> <p>他の公共団体に先駆けて、独自の住民重視政策を打ち出している。</p> <p>単に形式的な多数決原理で押し切るのではなく、真の意味での住民一人一人の意見を真剣に耳を傾け、住民自治を実現しようとするもので、理念的には憲法の住民自治の理念を補完する素晴らしい内容を有する。</p> <p>(2)基本条例と災害廃棄物の受入に関する検討会との関係</p> <p>この基本条例第19条(附属機関の委員等の選任)では、</p> <p>『市長等は、附属機関の委員その他これに類する構成員(以下、この条において「委員等」という。)を選任するに当たっては、公募により選任された委員等が含まれるよう努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。</p> <p>2 市長等は、委員等の選任の手続を整備するとともに、選任における選考の経過を記録するものとする。』と定めている。</p>	

請求の要旨、理由等	説明・意見等
<p>記録する目的はその公正さを検証できるようにするのが目的であることは言うまでもない。そうであれば、当然に公表されなければならない。</p> <p>この条例の下、請求人は、「災害廃棄物の受入に関する検討会」の発足にあたり、4月23日に北九州市に対し、検討委員会に市民代表や市民推薦の3人の識者を入れる要望を行った(甲6)。この時点で、環境局は、理由なく「市民の要求は受け入れられない」と言いながらも、「検討会の人選については検討中」と答え、請求人ら提出の要望書を受理した。</p> <p>その後5月10日に市民は検討会の人選やりなおしを求める声明文(甲7)を北橋市長と環境局に提出し受理された。しかし、要望書を提出した市民に対して何の連絡もなく、市は突然「災害廃棄物受入に関する検討会」を発足させた。</p> <p>このような一方的かつ不透明な検討会の構成員選任と、検討会の運営は、これらの公正さと透明性を定めた第19条の『公募により選任された委員等が含まれるように努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。』</p> <p>2 市長等は、委員等の選任の手続を整備するとともに、選任における選考の経過を記録するものとする。』という定めを違反して無効である。</p>	<p>【1-1 検討会開催の経緯】</p> <p>東日本大震災から1年以上が経過し、復興に向けて被災地域はもとより国をあげて取り組んでいるが、震災で発生したがれきの量は膨大であり、処理は進んでおらず、復興の足かせとなっている。本市も釜石市に職員を派遣するなど、被災地の支援活動を行ってきた。</p> <p>このような中、北九州市議会で3月12日に「東日本大震災で発生したがれき受入れに関する決議」が全員一致で可決された。さらに、災害廃棄物の広域処理の緊急性を踏まえ、3月16日に総理大臣及び環境大臣から文書で積極的協力の要請がなされた。</p> <p>本市としても、被災地の一刻も早い復興を支援するため、市長が3月19日の予算特別委員会において、災害廃棄物の受入れについてスピード感を持ちながら検討を行う旨を表明した。</p> <p>その後、環境大臣が本市を訪れ、「宮城県石巻ブロック」の廃棄物処理を要請された。そこで、「がれきの処理なくして、被災地の真の復興はありえない。」と考え、災害廃棄物の受入れを行っている東京都や支援先として依頼された石巻市に職員を派遣し調査を行うなど、具体的な検討を進めてきた。</p> <p>この検討にあたっては、がれきの広域処理に対し、健康への不安や風評被害を懸念する声があり、科学的な知見により検討することが必要である。このため、環境分野や放射能に関する専門家、市議会の代表、市民団体や経済団体の代表などから幅広</p>

請求の要旨、理由等	説明・意見等
	<p>い意見を伺うために『災害廃棄物の受入に関する検討会』（以下「検討会」という。）を開催したものである。</p> <p>【 1 - 2 検討会の役割、位置づけ】</p> <p>検討会は、災害廃棄物の受入れ方法や健康への影響、風評被害対策など現地調査や情報収集を踏まえた検討案に対して、科学的知見や市民感覚に基づいた意見を伺うために開催したものである。</p> <p>なお、この会合は、「市政運営上の会合」に該当し、受入れ判断の参考とするための意見を伺う場であり、受入れの是非を議論し、合議体の意見として取りまとめる場ではない。</p> <p>【 1 - 3 構成員の選任の基本的な考え方】</p> <p>構成員の選任は、科学的知見や市民感覚に基づいた幅広い意見を求めるという目的から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の環境行政に明るく、的確な意見を伺うことができる環境審議会委員を中心にメンバーを構成する。</li> <li>・環境分野の有識者に加え、放射能に関する知識や人体への影響についての専門的意見を求めるため、放射性廃棄物処理の専門家や医師（放射線、小児科）を選任する。</li> <li>・市民代表である市議会議員を選任する。人選については、全員一致の決議の重さを踏まえ市議会事務局に推薦を依頼する。</li> <li>・広域処理の状況や国・他自治体の動向など最新の情報を把握するため、環境省職員を選任する。</li> </ul>

請求の要旨、理由等	説明・意見等
	<p>との考え方を基づき選任したものであり、構成の適正さは確保されている。</p> <p>現在の検討会の構成員は、前述の考え方をもとに、本検討会の構成員として相応しい人物を、専門分野、職業、経歴、地位、所属団体、活動拠点、年齢、性別等を総合的に考慮して選任したものであり、請求人らの要望をことさら排斥したのではなく、一方的でも、不透明でもない。</p> <p><b>【 1 - 4 年齢及び性別について】</b></p> <p>北九州市自治基本条例（以下「条例」という。）第 19 条第 1 項に定められている年齢及び性別の構成のうち、年齢の構成については、災害廃棄物の広域処理に対する意見を求めるという高い専門性の中においても、40代から80代にわたる幅広い年齢層から選任している。また、性別の構成については、女性の視点からの意見を求めるため、女性団体から就任いただいている。したがって、年齢及び性別の構成の適正さも確保されている。</p> <p><b>【 1 - 5 公募について】</b></p> <p>なお、同項に定められている公募を実施する場合は、公募要領の作成等の事前準備、市政だよりでの周知と応募の期間、面接・選考や日程調整など、検討会開催までに概ね 3 ヶ月程度の期間が必要となる。</p> <p>被災地の一刻も早い復興を支援するため、スピード感を持って検討を行う中で、公募に必要な期間を確保することが困難であることから、実施しなかったものである。</p>

請求の要旨、理由等	説明・意見等
	<p>しかしながら、検討にあたって一般市民感覚が重要である点に配慮し、公募に代わるものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の代表である市議会議員を選任する</li> <li>・ 本市の環境行政に明るい環境審議会の中から、経歴、所属団体、性別、年齢等を考慮して選任する</li> </ul> <p>などに努めた。</p> <p><b>【 1 - 6 構成員の選任の手続 】</b></p> <p>条例第 19 条第 2 項に定められている選任の手続の整備について、市は「付属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱」(以下「要綱」という。)を定めている。</p> <p>検討会は、要綱第 2 条第 2 号の「市政運営上の会合」に当たり、市政運営上の会合の構成員の選任の手続については、要綱第 11 条及び第 12 条で定めているが、全て遵守している。</p> <p><b>【 1 - 7 構成員の選任における選考の経過の記録 】</b></p> <p>条例第 19 条第 2 項に定められている選任における選考の経過の記録も行っている。</p> <p>なお、請求人らは、「選考の経過の記録については、当然に公表されなければならない」と主張するが、条例に公表義務の規定はない。</p> <p>請求人らは、記録義務から当然に公表義務が導かれるかのように主張するが、両者は全く別のものである。</p>

請求の要旨、理由等	説明・意見等
<p>2 検討会に無効となる瑕疵のあること</p> <p>(1) 構成メンバーの瑕疵による無効</p> <p>この検討会には、北九州市に震災ガレキの受け入れを要請した環境省の職員が含まれている(甲1)</p> <p>環境省は、検討対象である放射性物質汚染ガレキの受け入れを要請したところである(甲4)</p> <p>他方検討会は、この要請の是非を、本来市民の立場から、請求側に囚われずに、真摯に検討しなければならない立場にある。</p> <p>即ち、環境省は当該検討会における最大の利害関係人であって、その請求と相反するような動きが出来ないのはもちろん、検討会側にそのような懸念があれば、これを極力阻止するために働くことは必然である。</p> <p>即ち環境省が、自らの要請を無視して、北九州市民のための公正な発言や判断など全く出来ないことは、立場上明らかなのである。検討会の、真に市民のための事実の把握と、公正な判断に対し、悪影響しか与えないのである。</p> <p>市民全体のためなど考えていない商分野などでも、会議の利害関係人は会議に加わってはならないとし(たとえば会社法第369条2項)これに反した決議は原則無効とされている。</p>	<p>【1-8 まとめ】</p> <p>以上のように、検討会の構成員の選任は、何ら条例第19条に違反しないものとする。</p> <p>【2-1 構成員の選任】</p> <p>検討会の構成員の選任についての考え方は、【1-3】で述べたとおりであり、公正かつ適正に構成員を選任している。</p> <p>【2-2 環境省職員の選任】</p> <p>検討会は、災害廃棄物の受入れという本市の政策課題に対して、幅広い意見を求めることを目的としている。</p> <p>このため、広域処理の必要性や処理が必要となる廃棄物の量、国や他都市の検討状況などについての最新の情報や動向を構成員に理解してもらったうえで、意見を求めることが必要である。また、本市としても、最終的な判断を行うにあたって、最新の情報を把握することが不可欠である。</p> <p>以上の理由から、環境省職員を構成員として選任したものである。</p> <p>【2-3 検討会への影響】</p> <p>検討会では、本市の検討案に対して、科学的知見に基づく専門家の意見や市民感覚に基づいた意見を伺うものであり、ここでの意見は、本市が受入れ判断を行うにあたっての貴重な判断材料のひとつになるものと考えている。</p> <p>しかしながら、請求人が主張するように、「検討会が国の要請に相反する懸念があれば、これを極力阻止することは必</p>

請求の要旨、理由等	説明・意見等
<p>2 検討会に無効となる瑕疵のあること</p> <p>(1) 構成メンバーの瑕疵による無効</p> <p>この検討会には、北九州市に震災ガレキの受け入れを要請した環境省の職員が含まれている(甲1)</p> <p>環境省は、検討対象である放射性物質汚染ガレキの受け入れを要請したところである(甲4)。</p> <p>他方検討会は、この要請の是非を、本来市民の立場から、請求側に囚われずに、真摯に検討しなければならない立場にある。</p> <p>即ち、環境省は当該検討会における最大の利害関係人であって、その請求と相反するような動きが出来ないのはもちろん、検討会側にそのような懸念があれば、これを極力阻止するために働くことは必然である。</p> <p>即ち環境省が、自らの要請を無視して、北九州市民のための公正な発言や判断など全く出来ないことは、立場上明らかなのである。検討会の、真に市民のための事実の把握と、公正な判断に対し、悪影響しか与えないのである。</p> <p>市民全体のためなど考えていない商分野などでも、会議の利害関係人は会議に加わってはならないとし(たとえば会社法第369条2項)これに反した決議は原則無効とされている。</p> <p>まして当該検討会は、単なる取引のごとき些少な問題ではなく、市民の生命・安全が正面から問われる放射性物質による汚染ガレキの受け入れの是非等が検討されるべき、市政上極めて重要な場面なのである。</p> <p>従って、当該検討会は、構成メンバーの適正という基本的なあり方としても、無効を来たす瑕疵があると言わなければならない</p>	<p>然である」といった悪影響しか与えないとの主張は一方的である。</p> <p>万が一、請求人が主張するように、環境省の職員が他の構成員の発言を遮ったり、不公正な言動をしたりするような場合には、当然、市長又は市職員が制止するものであり、問題はない。</p> <p>なお、5月1日に開催した第1回検討会において、環境省職員は、広域処理の状況とその必要性や、意見交換の中で、国が行うべき事項について説明した。これらの内容は、本市が環境省職員に求めた役割そのものであり、請求人らが主張するように、不公正な言動など検討会に悪い影響を与えるものではなかった。</p> <p>また、検討会は、市政運営上の参考とするため、意見を伺うための会合であり、災害廃棄物の受け入れの是非を議論し、意見として取りまとめる場ではない。受け入れの最終的な判断は、検討会やタウンミーティング(市民説明会)での意見や試験焼却の結果等を踏まえて、市が行うこととしている。</p> <p>このため、請求人らの「がれきの受け入れの是非等が検討されるべき、市政上極めて重要な場面であり、構成メンバーの適正という基本的なあり方として、無効をきたす瑕疵がある」との主張には理由がない。</p> <p>【2-4 まとめ】</p> <p>以上のように、環境省職員を構成員に加えることについて、何ら違法不当な点はない。</p>

請求の要旨、理由等	説明・意見等
<p>(2) 検討方法における無効</p> <p>検討会に用いられた放射性物質に関する資料は、この環境省作成の資料のみであった(甲8・9・10)</p> <p>利害関係人が一方的に作成した資料であるから、その要請の是非を検討するには、この資料の正当性自体が検討できる対象資料(たとえば内部被曝に関する資料など)がなければならない。これがなければ、ただ単に環境省の説明を鵜呑みにするだけで、北九州の市民のための安全性の検討など不可能である。</p> <p>即ち本検討会の開催は、環境省の要請の受け入れが、北九州市民にとって安全なのかどうかの検討資料すら全く存在しない、極めて偏頗な検討方法であった。</p> <p>当該検討会が、偏頗な資料のみによって意思形成されたことは、論理必然の事実である。即ち、利害関係人の出席と資料が、会議に与えた影響は計り知れないほど大きなものであり、真の北九州の市民のための検討会と言うためには、この様な不公正な影響を排除しなければならない。</p> <p>そのためには、全構成員の選任のやり直しをする必要がある。</p> <p>なお、検討会をやり直すには、市民の視点が反映される公募による構成委員の選任と、放射性物質に関する対立した意見を有する構成員、そしてそれぞれの資料が不可欠である。</p>	<p>【3-1 配布資料】</p> <p>第1回の検討会においては、資料1『災害廃棄物の受入れの検討について』</p> <p>検討の経緯、石巻市の状況、受入れ方法(対象物、運搬・焼却処理・埋立処分の方法、環境や人への影響など)について、本市の基本的な考え方と具体的な方法をまとめた資料(北九州市作成、資料No.1-3)</p> <p>資料2『放射能等について』(甲9)</p> <p>放射線が人体に及ぼす影響など、放射性物質と放射能に係る補足資料。(参考資料。北九州市作成。一部環境省の資料を出典。)</p> <p>資料3『環境省資料』(甲10)</p> <p>災害廃棄物処理の進捗状況や、広域処理推進に向けた国の動向、地方自治体の取組み状況などをまとめた資料(環境省作成)</p> <p>資料4『環境省パンフレット』(甲8)</p> <p>岩手県・宮城県<small>の</small>災害廃棄物の受入れに係る啓発パンフレット(環境省作成)を資料として配布した。</p> <p>このうち、資料2(甲9)は、一部環境省の資料を出典としているが、本市が検討会のために作成したものであり、請求人らの「放射性物質に関する資料は環境省作成の資料のみである。」との主張はあてはまらない。</p>

請求の要旨、理由等	説明・意見等
	<p>【 3 - 2 検討内容】</p> <p>請求人らは、「環境省の要請の受け入れが、北九州市民にとって安全なのかどうかの検討資料すら全く存在しない、極めて偏頗な検討方法であった。」と主張しているが、資料1『災害廃棄物の受け入れの検討について』には、飛灰を扱う作業員に関する影響予測、排ガスの放出に伴う影響予測など、環境や人への影響放出について、本市が独自に具体的な検討を行った内容が記載されている。資料2、3、4だけを取り上げたこの主張に理由はない。</p> <p>また、請求人らは、「環境省職員の出席と資料が会議に与えた影響は大きく、不公正な影響を排除しなければならない。そのため、構成員の選任のやり直しをする必要がある」と主張するが、資料については、【 3 - 1】で述べたとおりである。また、環境省職員の参加による影響についても、【 2 - 3】で述べたとおりであり、請求人らの主張はあてはまらない。</p> <p>【 3 - 3 まとめ】</p> <p>以上のように、検討会での資料及び検討方法は不公正なものではなく、何ら違法不当な点はない。</p>

請求の要旨、理由等	説明・意見等
<p>4 結 論</p> <p>よって、被請求人らによる検討会構成員の選任と、これによる同運営は、いずれの観点から見ても違法無効なものであって、請求人らは監査委員に対し、</p> <p>この検討会設置・運営の無効の確認（宣言）と、</p> <p>それにもかかわらずこれに伴う公金支出（諸費用）をした違法によって発生した北九州市の損害を、市長並びにこの様な不公正な検討会構成員を選任することを提案した北九州市の職員（選任手続が公表されていないために請求人らは知ることができない）は連帯して賠償すること。</p> <p>あるいは、無効な支出にかかる費用の返還を請求し、もって北九州市に生じた損害を填補すること</p> <p>今後、北九州市基本条例に則った適正な検討会が設置されない限り、検討会の実施は行われず、その支出もしないこと</p> <p>などの各勧告や同措置を取ることを求めるものである。</p>	<p>【請求人の主張に対する意見】</p> <p>これまで説明したとおり、検討会の構成員の選任及びその運営については、条例等に従って適切、適正に実施している。このため、請求人の求める「検討会設置・運営の無効の確認（宣言）」、「違法な公金支出への連帯賠償」、あるいは、「無効な支出にかかる費用の返還を請求による補填」、「今後、北九州市基本条例に則った適正な検討会が設置されない限り、検討会の実施は行われず、その支出もしないこと」などの勧告や措置については、理由がないものとする。</p>